

## 1. 指定管理者制度導入効果の検証は

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を、地方公共団体が指定する「法人その他の団体」に行わせる制度であり、平成15年の地方自治法の一部改正により、従前の管理委託制度に代わって導入された制度である。

現在では、多くの公の施設の管理に指定管理者制度が導入されており、特に、スポーツ施設、観光施設などについては、指定管理者に管理させることが一般的になっている。

本町においても、開成水辺スポーツ公園・瀬戸屋敷・開成町福祉会館・開成町グリーンリサイクルセンター・開成駅前第1自転車駐車場の5つの施設、また、各地域集会施設が指定管理者制度により管理が行われている。

しかし、現状では指定管理者制度導入効果の検証が十分に行われているのか疑問である。指定管理者制度の有効性を実証するために導入効果を明確にすることが必要と考え、次の事項について町の見解を問う。

- ① 指定管理者候補者選定評価の基準等は。
- ② 地域集会施設を除く指定管理施設におけるコスト面での導入効果は。
- ③ コスト面以外での導入効果をどのように判断しているのか。
- ④ 指定管理者の自主事業の促しはどうのようを行っているのか。
- ⑤ モニタリングや第三者評価制度の実施状況は。